

規則

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(告示)

第一条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。)第十一条第四項(条例第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項を埼玉県報に掲載して行うものとする。

- 一 知事指定薬物
- 二 効力発生の日
- 三 その他必要な事項
(製造等の禁止の特例)

第二条 条例第十三条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる用途に供する場合とする。

- 一 次に掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体及びその機関
 - ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関
 - ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号。第四号において「法」という。)第六十九条第四項に規定する試験の用途

三 条例第十四条第一項に規定する試験の用途

四 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途

五 犯罪鑑識の用途

六 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

(身分証明書)

第三条 条例第十四条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(警告書)

第四条 条例第十五条第三項の規則で定める様式は、様式第二号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに様式第二号の規定は、同年五月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

		第	号
身分証明書			
写真	所	属	
	職	名	
	氏	名	
上記の者は、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。			
年		月	日
埼玉県知事			印

5.4 cm

8.5 cm

（裏面）

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物（以下この項、次項及び第24条において「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 （略）

3 前2項の規定により立入調査を行う職員は、規則又は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号
年 月 日

警 告 書
様

埼玉県知事



が行った下記1の行為は、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例
第13条第1項第 号の規定に違反するので、同条例第15条第 項の規定
により下記2の措置を執るよう警告する。

記

1 違反行為

(1) 日時

(2) 場所

(3) 内容

2 執るべき措置の内容及び期限